

令和3年9月 四万十市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年9月7日(火) 午後2時30分～午後4時5分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	19	畠中 温喜
3	伊与田 真哉	13	土居 忠栄		
4	井上 靖好	14	清水 優志		
6	安藤 久徳	15	正木 卓夫		
7	谷崎 容子	16	岡崎 誠		
8	遠地 美千代	17	尾崎 征洋		
9	山本 官	18	福留 宣彦		

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	6	山口 昇彦
4	岡本 尚子	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	5	加用 雅啓	11	岡村 猛
12	伊勢脇精藏				

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	係長 (西土佐地域担当)	田中 邦典
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦	主幹	宮川 昭人
係長	柴 秀樹	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～2番)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～3番)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番)
 報告事項 形状変更届出について(1番)
 その他 四万十市農地利用最適化推進委員の欠員補充について

◆議長（福留会長）

只今から令和3年9月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号11番 岡村 猛 委員、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、武井 健治 委員、宮地 秀之 委員より欠席の届出がありました。
以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号13番 土居 忠栄 委員、議席番号14番 清水 優志 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 双海 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。

なお、301番1については、譲渡人が持分5分の1、譲受人が持分5分の4の共有名義となっており、譲渡人の持分を移転し、譲受人1人の名義にするものです。

譲受人は、農作業暦5年の74歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦10年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、草刈機、耕運機、管理機、自走式草刈機、噴霧器、運搬機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約5キロメートルの距離となっております。耕作面積は48アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので、今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農業技術修学暦2年（農業大学校）、農作業暦5年の25歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦61年の祖父の

2人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、トラックを所有しているとのこと。

申請地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は81アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は、使用貸借権の設定により、平成29年から譲受人が借り受けて耕作している農地であり、これまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

今、事務局から説明のあったとおり譲渡人、譲受人とも私は面識があります。譲受人について過日8月28日昼の1時過ぎに携帯に電話をいれると「今、夫婦が現地にいるので来て下さい」とのことです。現地を確認すると既に譲受人が果樹については夫婦がきれいに管理をしておりました。土地についても、きれいに耕作しています。先ほど説明がありましたように持分の贈与ということですので、確認をしました。申請書とも照らし合わせて、面積、農機具の所有、隣地等の確認を行い、事務局の説明どおりで、また申請書のとおりでであることを確認しましたので報告致します。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

申請地住所は双海ですので、下田地区担当の畠中委員に今所有している農地、その他申請地については現状詳しく確認して頂きました。今の説明どおりで問題ないとの返事をいただきました。これからも効率的に耕作し農作業に従事していくと認められますので、農地法3条許可については適当と考えます。

◆議 長（福留会長）

宮崎・宮地推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

◆議 長（福留会長）

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

2番について事務局の説明のどおりで結論から言えば問題ありません。事務局からもありましたが、使用貸借で譲受人が今使っている土地です。施設では主にトマトを作るということです。5日に本人に会い色々お伺いしましたが、問題はありません。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1。土地の表示は 古津賀三丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場を作るものです。場所については古津賀郵便局から50メートルほど西へ行った所に位置する市道沿いの農地です。申請地の西、南側は宅地、北側も申請譲受人の宅地、東側は幅員7メートルの市道です。また雨水については傾斜を利用して東側の既設市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

番号2。土地の表示は 具同字古川以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、事務所及び倉庫を建築するものです。場所については大規模小売店舗マルナカの西隣に位置する農地です。申請地の西側は幅員3メートルの市道、北側は原野、東、南側は宅地となっています。隣地北側の原野も申請地との一体利用地です。また雑排水に

関しては合併浄化槽を設置し、東側にある既設の水路へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された準工業地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地という

ことでもあります。番号3。土地の表示は 具同字池割以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。8月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所につきましては、具同保育所から北西方向に150メートルほど行った所にある農地です。申請地の東側は申請譲渡人宅地、南側も宅地、北側は幅5メートルの市道、西側も幅15メートルの市道となっています。雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員 (東山・下田地区担当)

詳細については先ほど事務局の説明のあったとおりで、現地確認をした結果、適当であると考えます。以上です。

◆議長 (福留会長)

宮地推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

◆議長 (福留会長)

「2番・3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

2番についてですが、事務局の説明のとおりです。問題はありません。3番ですが、登記は宅地になっていますが、現況が畑ということで、5条の申請という事だと思います。問題はありません。以上です。

◆議長 (福留会長)

宮地推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席

番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 横瀬 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、8月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人と、中筋地区担当の清水委員、岡本推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

8月27日会長、事務局、岡本推進委員、願人と現地確認をしました。昭和12年7月20日売買により取得し、その頃から現在まで住宅用地として利用しているとの事でした。以上の事から本市の非農地証明事務処理要領に基づき人為的に転用されて15年以上経過しており農地行政上にも特に支障がないと認められるため、非農地証明は適当であるものと考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

岡本推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

先ほどの清水委員の説明とおりです。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、果樹（レモン）の栽培を予定している法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年9月7日から令和14年3月31日までの10年7ヶ月となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明のとおりです。8月27日貸付人に聞き取り調査を行いました。貸付人は耕作が困難になり、耕作放棄地になるため借受人に貸付、果樹（レモン）を植えるという事でした。以上の事から農用地利用集積計画案については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

岡本推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

私も貸付人と話をしまして、説明のとおり間違いありません。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条に

より届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1、土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、家の隣地の畑が低い所にあるので、家と同じ高さまで埋め立てて、作業しやすくするためとのことです。

変更期間は、令和3年8月15日から令和4年3月20日となっております。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの報告が終わりました。

続きまして、四万十市農地利用最適化推進委員の欠員補充につきまして、協議をしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

第7区で農地利用最適化推進委員が1名欠員となっております。四万十市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条に基づきまして第7区の推進委員を補充するかどうか協議事項として上程したものです。なお、7区の区域でございますが、西土佐地域の橘、津野川、津賀、藪ヶ市、須崎、大宮上中下、下家地、中家地の地域となります。欠員が出ておりますけど必ずしも補充をしなければならないものではありません。ただし、推進委員には今年4月から務めていただきまして、まだ残りの期間が相当ありますので事務局としては欠員の補充をしてはどうかと考えます。この件につきましては農業委員会の決定事項となりますので、まずはこの件について会長のほうから決議を取っていただければと思います。

◆議長（福留会長）

以上で事務局の説明が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

推進委員について1名欠員のままだでもう1年いきますか、補充をしてもらうようにしますか、どちらがいいでしょうか。皆様のご意見をお聞きしたいのですが。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局が説明したように来年4月からであれば残り2年あるので、農業委員も色々と手もかかるし、色々相談する事もあるだろうから補充したらどうでしょうか。

◆議長（福留会長）

現在の委員では推進委員を作った方がいいのではないかというご意見でございます。

○事務局

農業委員、推進委員の業務量も増えるということも考えられますので欠員の補充という事で進めさせていただければと思います。この手続きにつきましては第7区を担当していただきます推進委員1名でございます。任期につきましては公募等の期間も必要となりますので最短で11月の総会で農業委員の方から承認をいただいて推進委員として委嘱をしてから、つまり今年11月の総会の日から現行の推進委員の任期の令和6年4月9日までが任期ということになります。応募の書類につきましては農業委員会の事務局に設置をいたしますし、ホームペ

一にも掲載をいたします。周知につきましては市の広報10月号、市のホームページにて行いたいと思います。受付期間につきましては、令和3年10月1日から令和3年10月29日までの約1ヶ月間を考えております。

受付終了後、関係者から構成する選考委員会の審査を経て、農業委員会総会にて承認後、委嘱となります。以上です。

～～～小 休～～～

～～～正 会～～～

◆議長（福留会長）

応募の締め切りを10月末までと想定しているとのことですが、この期間で募集を行うということによろしいでしょうか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

そういうことでお願いします。最後に、その他委員の皆様から何かございませんか。無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これで閉会といたします。ありがとうございました。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年9月7日

議長

福留宣彦

署名委員

清水優志

署名委員

土居忠栄